議案第40号

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を 別紙のとおり定める。

令和7年9月11日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

個人番号の独自利用事務を追加するほか、所要の改正を行うため、条例 に改正を要するので、本案を提出するものです。 湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正 する条例

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年湯河原町条例第26号)の一 部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事 務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、 同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1に次のように加える。

4	町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例
		第9号) による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であっ
		て規則で定めるもの
5	町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する
		事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)」を加え、同表2及び3の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表に次のように加える。

4	町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給	地方税関係情報であって
		条例による在宅重度障害者等手当の	規則で定めるもの
		支給に関する事務であって規則で定	
		めるもの	
5	町長	住登外者宛名番号管理機能による住	地方税関係情報であって
		登外者の情報の管理に関する事務で	規則で定めるもの
		あって規則で定めるもの	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

する条例新旧対照条文			
現 行	改 正 後	備	考
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において、次の	第2条 この条例において、次の		
各号に掲げる用語の意義は、当	各号に掲げる用語の意義は、当		
該各号に定めるところによる。	該各号に定めるところによる。		
(1) (略)	(1) (略)		
(6) (略)	(6) (略)		
	(7) 特定個人番号利用事務 法		
	第19条第8号に規定する特定		
	個人番号利用事務をいう。		
	(8) 利用特定個人情報 法第19		
	条第8号に規定する利用特定		
	個人情報をいう。		
(個人番号の利用に係る事務)	(個人番号の利用に係る事務)		
第4条 法第9条第2項の条例で	第4条 法第9条第2項の条例で		
定める事務は、別表第1のとお	定める事務は、別表第1のとお		
りとし、同表の左欄に掲げる機	りとし、同表の左欄に掲げる機		
関は、同表の右欄に掲げる事務	関は、同表の右欄に掲げる事務		
の処理に関して保有する特定個	の処理に関して保有する特定個		
人情報ファイルにおいて個人情	人情報ファイルにおいて個人情		
報を効率的に検索し、及び管理	報を効率的に検索し、及び管理		
するために必要な限度で個人番	するために必要な限度で個人番		
号を利用することができる。	号を利用することができる。		
2 (略)	2 (略)		
3 町長は、法別表第2の第2欄	3 町長は、特定個人番号利用事		
に掲げる事務を処理するために	<u>務</u> を処理するために必要な限度		
必要な限度で同表の第4欄に掲	で利用特定個人情報であって自		
げる特定個人情報であって自ら	らが保有するものを利用するこ		
が保有するものを利用すること	とができる。ただし、法の規定		
ができる。ただし、法の規定に	により、情報提供ネットワーク		
より、情報提供ネットワークシ	システムを使用して他の個人番		
ステムを使用して他の個人番号	号利用事務実施者から当該 <u>利用</u>		
利用事務実施者から当該特定個	特定個人情報の提供を受ける場合ない。		
人情報の提供を受ける場合は、	合は、この限りでない。		
この限りでない。	4 (m/z)		
4 (略)	4 (略)		

【参考資料】

		現		改 正 後				備	考	
別	表第1(第4条第1項関係)			別表第1 (第4条第1項関係)						
	機関事務			機関	1		事務			
	(略))				
						<u>丁長</u>	害者等 (条在当務め 住理者) (全種のである) 登機に動物 (大学のである) (全種のである) (大学のである) (大学のでなないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	県在宅重度障 手当支給条例 144年神奈川県 59号) による 度障害者等手 治に関するで 合に関則で定 一者宛名 任登外 報の管理に関 務であって規		
見山	表第2	(笋 Λ 冬 竿	52項関係)	中山	<u>則で定めるもの</u> 別表第2(第4条第2項関係)					
(1,0)	機関	事務	特定個人情報	<i>」</i> カリ	機関		5 4 未先 事務	特定個人情報		
	1 (略)	(略)	地方税関係情報であって規則で定めるもの		1 (略)		(略)	地方税関係情報 地大規模係 報文名番号管 理機能者の管理に 理機能者の管理に を受けるで でで を対する情報 でで でので でので でので がして がして がして がして ので にして にして にして にして にして にして にして にして		
	2 (略)	(略)	地方税関係情報であって規則で定めるもの		2 (略)		(略)	地方税関係情報 双は住登外 者宛名情報で あって規則で 定めるもの		

【参考資料】

		<i>-</i>					-	参考的	
	現 	行			改	正	後	備	考
3 (略)	(略)	地方税関係情報であって規則で定めるもの		3 (略)	(略)	地方税関係情報 <u>報又は住登外</u> <u>者宛名情報</u> で あって規則で 定めるもの		
				<u>4</u> 町長	神在障手条る度等支すで規め奈宅害当例在障手給るあ則る	度等給よ重者の関務で定	地方税関係情報であって規 則で定めるも <u>の</u>		
			る		住宛管に登情理るあ則る則る別のでも別のでも別のでは、	者号能住の管すで規め	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>		